

第2次大河原町健康増進計画（みんなの健康づくり計画）期間延長等について

1. 国の方針

○国計画（健康日本21）

- ・次期国計画の始期を医療費適正化計画等と一致させる。（令和6年度～）
- ・そのため、国計画の期間を1年間延長し、「平成25年度から令和5年度まで」とする。（R3.8.4付け告示）

○都道府県健康増進計画

- ・次期都道府県計画については、令和5年度中に策定準備を進め、始期を令和6年度とする。
- ・国計画を勘案して延長する1年間は目標を再設定する必要はなく、以前より設定している目標の達成に向けて取組みを継続する。

2. 県の対応について

- 国の方針に踏まえ、次期県計画（みやぎ21健康プラン）の始期を令和6年度とし、令和5年度中に策定作業を行う。

- 現県計画については、計画期間を1年延長し、各目標は県計画のままとし、目標に向けた取組みは引き続き実施する。（R3.10.13付け 健推第277号）

3. 町の対応について

- 国・県の方針に踏まえ、次期計画（大河原町健康増進計画（みんなの健康づくり計画））の始期を令和7年度とし、令和6年度中に策定作業を行う。

- 現計画については、計画期間を1年延長し、各目標は現計画のままとし、目標に向けた取組みは引き続き実施する。

【国・県・町プラン 関連計画との関係】

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
(国) 健康日本21	第2次 (H25~R4)				1年延長	次期計画の始期	
(県) みやぎ21健康プラン	第2次 (H25~R4)				1年延長		
(町) 大河原町健康増進計画	第2次 (H31~R5)				1年延長	次期計画の始期	
自殺対策計画	(H31~R5)				1年延長		
食育推進計画	(H28~R5)				1年延長		

4. 今後の予定

- (1) 次期計画は、健康づくり、自殺対策、食育の取組を総合的・計画的に推進するため、自殺対策計画と第2期大河原町食育推進計画と同時に策定するものとする。
- (2) アンケート調査の実施
現計画の最終評価のためのアンケート調査を令和5年度に実施（当初予定：令和4年度）
- (3) 最終評価及び次期計画の策定
現計画の最終評価及び次期計画策定作業を令和6年度に実施（当初予定：令和5年度）